附則第十四条第二項の表更生特例法第四百二条第一項の項、更生特例法第四百七十三条第一項の項及び更生特例法第五百十三条第一項の項中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に、「預金等の払戻し」を「支払対象預金等の払戻し」に改め、同表銀行法施行令第十七条の二第一項第一号の項中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に、「及び第八項ただし書」を「、第五項ただし書及び第十六項」に、「同条第一項第十二号の三」を「同条第一項第十五号」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十七条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第十八条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十号」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第三十九号」に改める。

第四条中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改める。

第六条中「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項」に改め、同条第一号中「第二十四号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号」を「第二十五号、第二十八号、第三十四号及び第三十六号」に改め、同条第十八号中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第三十九号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第二条第二項第三十四号」を「第二条第二項第三十五号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第二条第二項第三十二号」を「第二条第二項第三十三号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第二条第二項第三十号」を「第二条第二項第三十一号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第二条第二項第二十六号」を「第二条第二項第二十七号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第二条第二項第二十五号」を「第二条第二項第二十六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　法第二条第二項第二十四号に掲げる特定事業者　　金融商品取引法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

第七条第一項第一号中「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項」に改め、同号ネ中「第三十号」を「第三十一号」に改め、同項第二号中「別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項」に改め、同項第三号中「別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」に改め、同項第四号中「別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」に改め、同項第五号中「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、同項第六号中「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に、「法第二条第二項第四十二号」を「法第二条第二項第四十三号」に改め、同項第七号中「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。

第八条中「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第九条第一項中「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第二項第四十八号に掲げる者の項まで」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項から第二条第二項第四十九号に掲げる者の項まで」に、「同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第三十七号」を「第三十八号」に、「第三十九号」を「第四十号」に改める。

第十五条第一項第三号イ中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号ロ中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同号ハ中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同条第二項第一号中「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第二十条第一項中「第三十三号及び第三十四号」を「第三十四号及び第三十五号」に改める。

第二十一条第一項中「第二十四号、第二十五号、第三十号及び第三十一号」を「第二十五号、第二十六号、第三十一号及び第三十二号」に改める。

第二十八条第一項中「第二十七号及び第二十九号」を「第二十八号及び第三十号」に、「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第二項第二十六号」を「第二条第二項第二十七号」に改める。

第三十条第一項中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改める。

第三十一条第一項中「第二条第二項第三十二号」を「第二条第二項第三十三号」に改める。

第三十二条中「第二条第二項第三十五号」を「第二条第二項第三十六号」に改める。

第三十三条第一項中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第三十八号」に改める。

第三十四条第一項中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。

第三十五条中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改める。

第三十六条第一項、第三項及び第四項中「第二条第二項第四十八号」を「第二条第二項第四十九号」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第二十条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号及び第五十八条第十一号中「第二条第二項第三十八号」に改める。

附則第二条第二項及び第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一